

一 稅務監督局、稅務署及林區署ヲ廢シ其ノ事  
務ヲ地方廳ニ移サレシコトヲ望ム (奈良縣)

理由

内國稅ニ関スル事務ハ稅務署及稅務監督局ニ  
又國有林野ニ関スル事務ハ大林區署及小林  
區署ノ所轄ニ屬シ地方行政ト分立セルモ之ヲ地  
方廳ニ移スハ事務ニ統一ト簡捷トヲ期スル上ニ  
於テ利益アルノミナラス財源ノ涵養ト賦課徵  
收ト相誤テ國政ノ健實ナル發達ヲ期圖スルヲ  
得ヘシ殊ニ地方廳ニ於ケル林務行政ノ發達セ  
ル今日尚特設機關ニ依リ事務ヲ分立セシム

ムルハ寧ろ弊アリテ利少シ此等特設機關ヲ廢  
スルハ一見難事ニ屬スルカ如シト雖モ斷シテ之ヲ  
行ハ事務ノ簡捷ト政費ノ節減トヲ期スルヲ得ヘ  
ク所謂一舉兩全ノ策ト認ム

- 一 稅務及林政機關ヲ地方廳ニ併合スルコト (鹿兒島縣)
- (イ) 稅務監督局、大林區署、事務ハ縣廳ニ合スルコト
- (ロ) 稅務署及小林區署ハ郡役所ニ合スルコト

理由

稅務及大林區事務ハ孰レモ地方廳ト最密接関  
聯シ殆レト分離スヘカラスモノナルノミナラス 就中稅  
務ニ至テハ其徵收ハ率テ地方公共團體ヲシテ執行  
セシムルモノナルカ故ニ之ヲ府縣廳ニ移シ統一スル  
ノ適當ナルヲ認ム

一 稅務監督局、稅務署、鑛山監督署、大小林  
區署ヲ廢シ其事務ヲ府縣廳ニ移ス事  
(大政府)

理由

稅務監督局、稅務署、事務ハ地方ト最モ密接  
ナル關係ヲ有スルノミナラス、事務ノ執行上地方廳  
ノ援助ニ俟ツコト最モ多シ。鑛山監督署及林区  
署、事務モ亦地方行政ト關係ヲ有スルモ、其大  
部分ヲ占ム此、如キ実況ナルカ故ニ寧リ口是等ノ  
事務ヲ府縣廳ニ移シ事務ノ統一ト經費節  
約ヲ計ルラ適當ト認ム